

オーストラリアにおける消費者の財産被害事案に係る
経済的不利益賦課制度を含む行政措置について

一般財団法人比較法研究センター主幹研究員 木下孝彦

<目次>

1. 消費者被害の防止・救済に関する制度の概観
 - (1) ACCCの概要
 - (2) ACCCの活動内容
2. ACCCによる経済的不利益賦課制度
 - (1) 概略
 - ①背景
 - ②ACCCの民事訴訟への介入
 - (2) 民事制裁金 (Civil Pecuniary Penalty)
 - ①対象となる行為
 - ②具体的要件
 - ③手続
 - ④制裁金の金額
 - ⑤実施状況
3. 小括

1. 消費者被害の防止・救済に関する制度の概観

オーストラリアにおける消費者保護に関する法律は、1974年に制定された連邦法であるTrade Practice Act 1974（以下「1974年取引慣行法」という。）に始まるが、近年の州際通商の拡大に伴って消費者法制度は連邦法と州法のレベルにおいて適用対象やエンフォースメントの権限などの課題に直面するようになり、統一消費者法制度の必要性が求められていた¹。そこで、連邦・州法の統一及び連邦・州の執行機関の権限の強化等を目指してCompetition and Consumer Act 2010（以下「2010年競争・消費者法」という。）が制定され、2011年1月1日より施行されている。消費者法は、当該法附則2「The Australian Consumer Law」（豪州消費者法）として規定されている。

(1) ACCCの概要

オーストラリアにおける消費者被害の防止・救済のために、1995年、豪州競争・消費者委員会²（Australia Competition and Consumer Commission（以下「ACCC」という。））

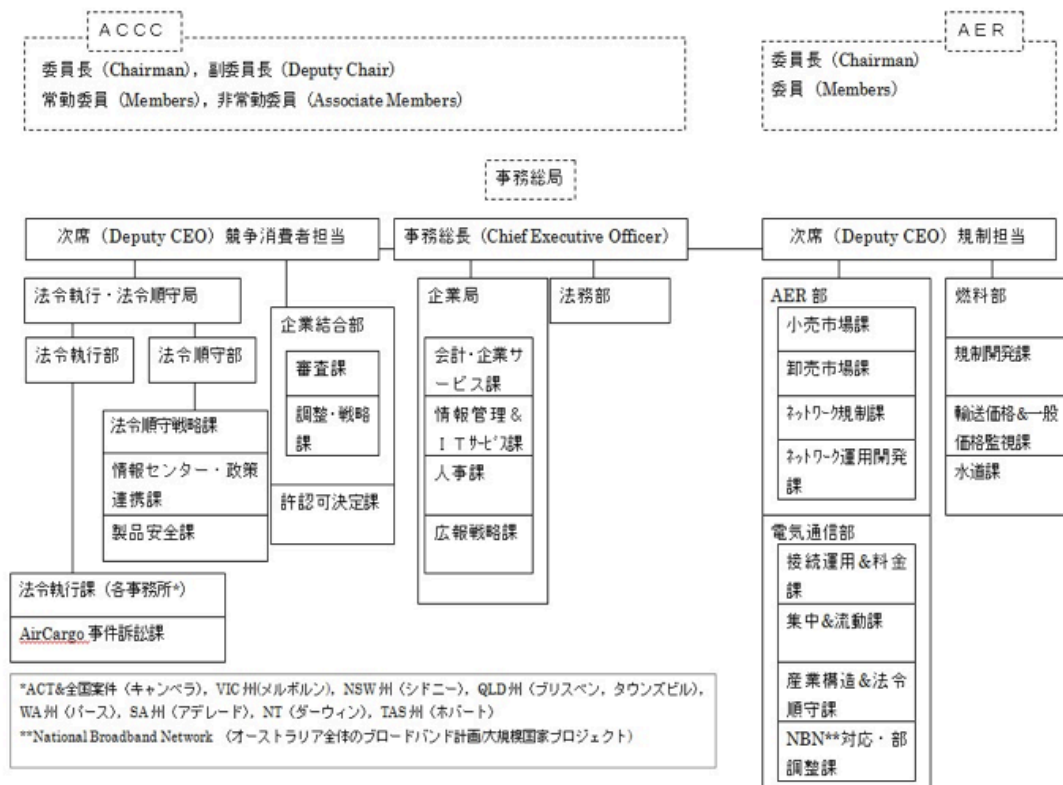
¹ 法改正の背景については、“An Australian Consumer Law- Fair Markets-Confident Consumers”（Commonwealth of Australia, February 17, 2009）、7-11頁参照。

² 1995年11月6日に、取引慣行委員会（1974年創設された）と価格監視委員会（1983年創設）の統合により発足した独立した行政組織である。主な活動は、①法違反行為に関する審査及び連邦裁判所への民事

が独立機関として設置された（2010年競争・消費者法第6A条）。ACCCの主な活動分野は下記のとおりである³。

- ① 消費者などの苦情又は職権に基づき、訴訟又は訴訟以外の措置を通して企業に法を遵守させること（コンプライアンス・エンフォースメント活動という。）
- ② 市場に対する行動を改善するための政策を実施すること
- ③ 企業に対する指導、企業もしくは消費者の教育又は取引慣行法について情報提供をすること

下記はACCCの組織図⁴である。



(2) ACCCの活動内容

ACCCは、違法行為に対して下記①～⑤の措置⁵⁶を採ることができる。

訴訟提訴並びに違反事業者からの違反行為中止の確約の取得に係る決定、②企業結合審査、③公共の利益をもたらす一定の制限的取引慣行等に関する認可及び届出に係る決定、④電力事業、ガス事業等への第三者アクセス促進に係る法執行、⑤特定の商品又は役務の価格設定の監視がある。

<http://www.accc.gov.au/content/index.phtml/itemId/54137>

³ ミッシェル・タン「オーストラリアの消費者法と消費者行政の関係-豪州競争・消費者委員会 (ACCC) を中心に-」『現代消費者法』(民事法研究会) No. 13、2011年12月、66頁

⁴ 組織図については、以下のURLを和訳した。

(ACCC http://www.accc.gov.au/static_content/annual_reports/annual_report_2010/downloads/organizational_structure.pdf)

なお、AER (The Australia Energy Regulator) は、オーストラリア国内エネルギー市場の規制に係る独立した法定機関であり、ACCCの一組織である。

⁵ 代表訴訟の提起についても ACCC の活動内容に含まれるが、本稿においては触れないこととする。

①裁判への参加（民事制裁金賦課のための民事訴訟への介入）

ACCCは、「裁判所の許可（leave）並びに裁判所が定める条件に従うことを前提に、本編あるいは豪州消費者法に基づいてなされた裁判に介入することができる」（2010年競争・消費者法第2編第6章第139条第1項）とし、「ACCCが裁判に介入する場合には、当事者として裁判に参加し、当該当事者の全ての権限、義務、責任を有するものとする」（同第139条第2項）と規定している。

②反則通知（infringement notice）

ACCCは、合理的な根拠があれば、反則通知（一種の行政罰）を発することができ、反則通知を受けたものは、過料を支払うことで後述する2010年競争・消費者法第224条に規定する措置（民事制裁金）を免れるとしている（同第2編第6章第134条、第134A条）。一方、反則通知に規定された期間内に過料を支払わない場合には、ACCCは訴訟を含む措置を採ることができるとしている（同第2編第6章第134E条）⁷。

③実証通知（substantiation notice）

ACCCは、実証通知により商品・サービスの供給に関し、それらの表示や告知の根拠を示すデータなどの書類の提示を要求することができ（同第3編第5章第219条第1・2項）、それらの提出期限は通知を受け取ってから21日以内と定めている（同第220条第1項）。虚偽もしくは誤解を招くおそれのある情報の提供に対しては、過料が課される（同第222条第1項）。

④公衆への警告通知（public warning notice）

ACCCは、下記の場合には、公衆への警告通知を出すことができるとしている（同第3編第5章第223条第1項）。ACCCが公衆への警告通知を出す基準は、消費者に対して通知することが被害防止につながるという切迫した必要性の有無によって判断している。具体的には、次の判断基準による。

- ア. 第2章（一般的保護：誤導又は詐欺的行為、非良心的行為、不当条項等）、第3章（特別の保護：不公正な行為、不招請の供給、連鎖販売取引）又は第4章（その他の違反行為：不公正な行為に関する違反、消費者取引に関する違反、消費者用製品及びサービス関連製品に関する違反等）に該当する消費者保護違反行為のおそれがあるとする合理的理由がある場合
- イ. アの違法行為によって1 - 2名以上の者が被害を受けた、又は受けようとしている場合
- ウ. 公衆の利益のために通知を出す必要があるとする場合

⁶ 主な措置である民事制裁金制度については後述するため、ここではそれ以外の措置について記載する。

⁷ 前掲タン、69頁

⑤裁判上の命令、認定 (declaration)

裁判所は、ACCCからの申請により、下記の非懲罰的措置を命令することができる (同第3編第5章第246条第1・2項)。

- ・社会奉仕活動
- ・従業員等に対するコンプライアンスプログラムの導入
- ・従業員等に対する教育研修プログラムの導入
- ・情報開示
- ・自己負担による公告

さらに、裁判所は、ACCCからの申請により、裁判所が定める期間において会社経営やビジネス活動を行うことの不適格命令 (disqualification order) を出すことができる (2010年競争・消費者法第3編第5章第248条第1項)⁸。この不適格命令は、企業ではなく個人に対して出されるものであり、当該命令に反した場合は、法廷侮辱罪⁹が適用され罰金又は懲役又はその両方が科される場合がある。

2. ACCCによる経済的不利益賦課制度

(1) 概略

①背景

改正前に、ACCCが消費者法違反行為に対して提起する民事訴訟としては、差止め、認定 (declaration)、非懲罰的措置及び補償等が主であった。ACCCが消費者法違反による金銭的救済を望む場合は、連邦検察長官に刑事訴追を委ねた後に損害賠償請求を行うという2段階方式であり、この場合、ACCCが損害賠償請求訴訟を行うには被害者全員の書面による同意が要件になっていた。事件によっては、数百人にも及ぶ消費者からの同意を得るのに一定の時間を要し、訴訟の提起が遅れることもあり、「消費者制度におけるエンフォースメントの幅において (制度と実態の間に) 深刻なギャップがある」¹⁰との指摘があった。さらに、改正前の2段階方式については、刑事訴追から損害賠償請求を行うまでの期間に、侵害行為を行った事業者が破産や倒産し損害賠償能力を喪失することもあり実効性が問題視されていた。

これらの問題点を克服する目的で、2010年の法改正によって導入された民事制裁金制度は、消費者法違反を犯そうとするビジネスにとって多大な抑止効果を持たせることになると評価されている¹¹。

⁸ 不適格命令の最初の事例は、2012年5月28日に出された ACCC v Halkalia Pty Ltd 事件である。当事件は、1974年取引慣行法 (TPA) 第52条 (欺瞞的行為) に違反したことを理由に、取締役であった Mr Lauren Hann に対して、豪州連邦裁判所が15年間の会社経営に関わることについて不適格命令を出した (ACCC v Halkalia Pty Ltd [2012] FCA 534, ACCC v Halkalia Pty Ltd (No 2) [2012] FCA 535)。

⁹ 連邦裁判所規則 (The Federal Court Rule 2011) 第41.04条

¹⁰ “An Australian Consumer Law: fair Markets-Confident Consumers” (Commonwealth of Australia), 17 February 2009, p.44.

¹¹ Commonwealth of Australia, “An Australian Consumer Law: fair Markets-Confident Consumers”, 17 February 2009, p.45.

②ACCCの民事訴訟への介入

ACCCは、2010年競争・消費者法により連邦裁判所の承諾を得た上で、私人間の民事訴訟に参加することで民事制裁金が賦課できるようになった（第2編第6章第139条第1項）。ACCCのガイドライン¹²によれば、次のいずれかの場合、又は複数の場合に介入が可能となる。

- ・重要な公益利益がある場合
- ・取引慣行法の適用を確認する必要がある場合
- ・オーストラリア及び海外においても行われた違法行為がある場合

ACCCが民事訴訟へ介入するのは、私人間の取引に係る訴訟を援助することや、民事訴訟を支援するのが目的ではなく、これまでオーストラリアに存在した政府系機関とは異なる機能として、公衆利益のために介入する権利を執行するものであるとしている。

- ・ACCCは、介入に関して発生した自己負担分の費用は負担する。また、当事者との間に発生した費用（専門家費用、コンサルタントによる報告書等）については、一定の範囲で費用分担を行うこともある。
- ・ACCCは、当事者との協議を通して参加する。
- ・ACCCは、訴訟に関する資料について、法律及び関連規則の枠内で、当事者との情報交換を行うものとする。しかしながら、それらは秘密裏に行われ、かつ、当事者との合意を経て、ACCCが裁量で法廷に提出するかどうかを判断するものとする。

ACCCは消費者被害に対して直接排除命令を出す権限¹³を有しないために、被害者への救済は訴訟によって実現することになる。本稿では、ACCCの違法行為に対する民事制裁金に焦点をあて、以下詳述することにする。

（2）民事制裁金（Civil Pecuniary Penalty）

①対象となる行為

ACCCが行う重要な措置のひとつとして、民事制裁金の賦課がある。民事制裁金は、2010年競争・消費者法第3編5章第224条によって規定されている。

民事制裁金については、競争法上の経済的不利益賦課制度として以前からあるものであるが、2010年の改正により同法に導入され、欺瞞的行為を除き、非良心的行為、不公正な慣行、一部の製品安全関連の違反行為（例えば、事故情報の通知義務）が対象となり、制裁金の上限金額は、法人、又は個人によって定められている（同第3編第5章第224条）。

なお、2010年競争・消費者法は、欺瞞的行為、非良心的行為（unconscionable conduct）、及び約款の不当条項の一般保護規定を除き、不当表示、その他の不公正な慣行や不招請による消費者契約（訪問販売、テレマーケティング等）に関連する一定の行為に対して罰則規定を設けている（同第3編第4章第151条）。刑事罰については、「主犯のみならず、

¹² “ACCC Intervention in Private Proceedings”、July 2002、4-5 頁
<http://www.accc.gov.au/content/index.phtml/itemId/303039>

¹³ この点について我が国の公正取引委員会やアメリカのFTCと異なる。

違反に関わった者（例えば、違法な公告であれば広告主以外に公告の作成者）に対しても罰金が科せられることがある」¹⁴とされている。

② 具体的要件

2010年競争・消費者法第3編第5章第224条第2項は、裁判所が民事制裁金の適用を検討する際の考慮要素を下記のとおり規定している。

- (i) 作為又は不作為の性質と程度ならびにそれによって生じた損害の性質と程度
- (ii) 作為又は不作為がなされた事情（circumstances）
- (iii) 第4章又は本章に基づく裁判手続において、過去に類似の行為を行ったことが裁判所によって調べられた（found）かどうか（違反歴）

この3つの考慮要素に対して、Australian Competition and Consumer Commission v Singtel Optus Pty Ltd (No. 4)¹⁵においてPerram連邦裁判所判事が明確な考え方を提示している。本事件は、Optus社が提供していた「Think Bigger」「Supersonic」といわれるブロードバンドインターネットプランが1974年取引慣行法に違反するとして争われたものである¹⁶。Optus社は、これらのインターネットサービスは、消費者がデータ通信容量のピークを越えた場合に通信速度が64kbpsに制限されてしまうものであるが、ピーク時と非ピーク時の通信速度の事実を十分に消費者に開示しなかったとして、11件の違法行為に対して526万豪ドルの制裁金が言い渡された。

Optus事件においてPerram判事は、まず上記の第224条第2項の3つの判断基準に基づいて検討することが適切だとした。その上で、1974年取引慣行法第76条（取引制限行為違反規定）に関する民事制裁規定の考え方が消費者保護政策における民事制裁金にも適用できるとし、下記の10項目の判断要素を提示した。

- (i) 違反行為を行った会社の規模
- (ii) 違反行為の計画性と引き延ばされた期間
- (iii) 違反行為が会社の上級管理職によって行われたものか、又はそれ以外の下部の者によるものか
- (iv) 違反を行った会社が豪州競争・消費者法に関するコンプライアンスに関して当該違反行為に係る研修プログラムや社内規律又は矯正措置を行う社会文化があるか
- (v) 違反を行った会社が違反行為に関する当該法のエンフォースメントを行う当局との協力意思を示しているか
- (vi) 過去に類似の違反行為を行っていたか

¹⁴ 前掲タン、69頁

¹⁵ Australian Competition and Consumer Commission v Singtel Optus Pty Ltd (No 4) [2011] FCA 761 (7 July 2011)

¹⁶ その後本件は、2012年3月7日にFull Federal Courtで民事制裁金が361万豪ドルに減額された。理由は、制裁金算定ミスによる減額とされている。

- (vii) 財政的状況
- (viii) 違反行為の組織性、計画性、隠匿性
- (ix) 市場における違反行為による影響、違反行為による他の経済的影響
- (x) 違反行為者の市場シェア並びに市場参入の容易さ等から判断した市場力の程度

Perram判事は、判例法上、制裁金を科すかどうかの判断は、上記の中でも(v)及び(ix)が重要な要素であるとしているが、(x)については現行法の下では若干の疑問もあると述べている。

また、2010年競争・消費者法は、法人あるいは自然人は、同じ一つの行為について民事と刑事の異なる事件において二度罰則を与えられることはない、と規定している(第225条)。

さらに、制裁金が課された際に、あらゆる状況において、正直にかつ理性的に行動すれば制裁金支払い義務の一部又は全部の免除があるとしている(第226条)。これに関連して、ACCCが勧告する民事制裁金の全額あるいは一部免除するかどうかの裁量権は裁判所が有している。

③ 手続

民事制裁金はACCCによって算出され裁判所に申請されるが、制裁金賦課の可否及び金額について最終判断する権限は裁判所が有する。裁判所は、2010年競争・消費者法に基づき下記の制裁金の金額を上限とし、算定に当たっては各種要因(行為の態様、損害の程度、事情、違反歴等)を考慮するが、具体的な算定ガイドラインは存在しない。被害者に対する損害額と政府への罰金としての制裁金は本来異なる性質であることから個別に算定される。そのため、損害額が制裁金を超えることもあり、その逆もある。また、裁判所は、制裁金と損害賠償の両方を課することができる。

また、同制度は違法行為の抑止のための方策であり、賦課した制裁金の被害者への配分は想定されていない。なお、ACCCによる制裁金は政府総合歳入(Government Consolidated Revenue)に入り他の税収入を同様に政府の管理下に置かれ運用される。ACCCの裁量で運用されるものではない。

④ 制裁金の金額

欺瞞的行為、非良心的行為や不公正な取引については、法人の場合は110万豪ドル(約8800万円¹⁷)、個人の場合は、22万豪ドル(約1760万円)を上限としている(第224条第3項)。これ以外の違反行為に対しては、さらに低い金額が適用される。

下記は制裁金の一覧である。

¹⁷ 2012年10月12日の為替レート：1豪ドル=80.42円

制裁金の額

項目	関連する条文	制裁金は下記の金額を超えない
1	非良心的行為 (第 2-2 章)	(a) 法人の場合-\$1.1 million; 又は (b) 個人の場合-\$220,000.
2	不公正な慣行 (第 3-1 章) ただしマルチ価格 (第 47 条第(1)項) を除く	(a) 法人の場合-\$1.1 million; 又は (b) 個人の場合-\$220,000.
3	マルチ価格 (Multi Pricing) (第 47 条第(1)項)	(a) 法人の場合-\$5,000; 又は (b) 個人の場合-\$1,000.
4	ディスプレイ表示 (Display Notice) (第 66 条第(2)項)	(a) 法人の場合-\$50,000; 又は (b) 個人の場合-\$10,000.
5	不招請による消費者契約 (第 3-2 章 Divisio2) ただし第 85 条 (契約終了に関する義務と権利) は除く	(a) 法人の場合-\$50,000; 又は (b) 個人の場合-\$10,000.
6	不招請による消費者契約 (第 3-2 章 Divisio3) ただし第 96 条第(2)項 (予約契約 (Lay-by agreement))	(a) 法人の場合-\$30,000; 又は (b) 個人の場合-\$6,000.
7	供給者による取引証拠の提供義務 (第 100 条第(1)・(3)項) ないし消費者の明細書請求 (第 101 条第(3)・(4)項)	(a) 法人の場合-\$15,000; 又は (b) 個人の場合-\$3,000.
8	欠陥に対する保証書請求 (第 102 条第(2)項) 及び要求に基づく修理 (第 103 条第(2)項)	(a) 法人の場合-\$50,000; 又は (b) 個人の場合-\$10,000.
9	安全基準に基づかない商品の供給 (第 106 条第(1)・(2)・(3)・(5)項) 、並びに安全基準に基づかないサービスの供給 (第 107 条第(1)・(2)項) 、禁止されている商品の提供 (第 118 条第(1)・(2)・(3)・(5)項) 、並びに、禁止されているサービスの提供 (第 119 条第(1)・(2)項)	(a) 法人の場合-\$1.1 million; 又は (b) 個人の場合-\$220,000.
10	強制リコール時におけるオーストラリア外の商品供給者による通知 (第 125 項第(4)項)	(a) 法人の場合-\$16,500; 又は (b) 個人の場合-\$3,300.
11	リコール通知の遵守 (第 127 条第(1)・(2)項)	(a) 法人の場合-\$1.1 million; 又は (b) 個人の場合-\$220,000.
12	自主的リコールの通知要件 (第 128 条第(2)・(6)項、第 131 条第(1)項 or 第 132 条第(1)項)	(a) 法人の場合-\$16,500; 又は (b) 個人の場合-\$3,300.
13	商品によって死亡・重傷・病気等が引き起こされた場合の供給者の通知義務 (第 136 条第(1)・(2)・(3)項) 、情報基準に合致しないサービスの提供 (第 137 条第(1)・(2)項)	(a) 法人の場合-\$1.1 million; 又は (b) 個人の場合-\$220,000.
14	実証通知の遵守 (第 221 条第(1)項)	(a) 法人の場合-\$16,500; 又は (b) 個人の場合-\$3,300.
15	虚偽あるいは誤認を生じさせる情報等 (第 222 条第(1)項)	(a) 法人の場合-\$27,500; 又は (b) 個人の場合-\$5,500.

⑤実施状況

ACCCが民事制裁金を活用できるようになった2010年4月以降に賦課された制裁金として下記のものがある。

Table: ACCCによる民事制裁金 (2010年4月-2012年9月) ¹⁸

法人及び個人	総額 豪\$	違法行為 (1974年取引慣行法)
Gourmet Goodies Family Restaurant Pty t/a Steeronsある。CCCにkhouse 対象となる商品役務：カフェやレストランでの祝祭日におけるメニュー表示価格	13,200	第53(c)条(不実表示)
Fantastic Furniture Pty Ltd. 対象となる商品役務：ビーンバック ¹⁹ 用カバー	300,000	第65C条(製品安全基準)
AI Constructions (ACT) Pty Ltd 対象となる商品役務：カフェとバーにおけるメニュー表示価格	20,000	第53条(不実表示)
Mr. A. Pisano (C. I. & Co Pty Ltd) 対象となる商品役務：放し飼いをした鶏の卵とした表示	50,000	第55条(誤解を招く行為)
Dimmeys 対象となる商品役務：子供用ドレスリングガウン	400,000	第65C条(製品安全基準)
Yellow Page Marketing BV/Yellow Publishing Limited 対象となる商品役務：オンラインで提供する企業名簿	2,700,000	第53条(不実表示)
MSY Technology 対象となる商品役務：コンピュータ等に関する保証書	203,500	第53(g)条(不実表示)
Helmos Enterprises (ACT) Pty Ltd t/a George's Bar and Grill Le Sands Restaurant and Le Sands Cafe t/a Signatures Brasserie 対象となる商品役務：レストランやカフェにおけるメニュー表示	13,200 15,000	第53(c)条(不実表示)

¹⁸ ACCC News releases (<http://www.accc.gov.au/content/index.phtml/itemId/2332>)

¹⁹ やわらかい袋に、豆や穀類などを詰めたボールのこと。

Newlife Publishing and Marketing Pty Ltd / Renew You Centre for Wellbeing and Longevity Pty Ltd B. Schianetz Dzung Kieu Price 対象となる商品役務：医療サービス	125,000 30,000 30,000	第 53 条(不実表示)
Global One Mobile Entertainment Ltd / 6G Pty Ltd 対象となる商品役務：広告	375,000	第 52 条 (誤認行為) 第 53(e) 条(不実表示)
Marksun Australia Pty Ltd 対象となる商品役務：広告	430,000	第 52 条 (誤認行為) 第 53(eb) 条(不実表示)
Wilesee Healthcare & Ors 対象となる商品役務：医療サービス	185,000	第 53(C) 条(不実表示) 第 55A 条 (誤解を招く行為) 第 52 条 (誤認行為) 第 53(aa) 条(不実表示)
Singtel Optus 対象となる商品役務：広告	5,260,000	第 52 条 (誤認行為) 第 53(aa) 条(不実表示) 第 55A 条 (誤解を招く行為)
Global One Mobile Entertainment Ltd & 6G Pty Ltd (under appeal) 対象となる商品役務：広告	375,000	第 52 条 (誤認行為) 第 53(e) 条(不実表示)
Sontax Australia (1988) Pty Ltd ²⁰ 対象となる商品役務：伸縮性のある旅行用カバン のストラップ	40,000	第 65C(1) 条第(a) 項 (製品の安全基準)
Harvey Norman 対象となる商品役務：広告	1,250,000	第 53 条(不実表示)
Energy Watch Pty Ltd 対象となる商品役務：広告	2,015,000	第 53 条(不実表示)

ACCCが民事制裁金を求めて争った事例は少なくない。勿論、ACCCは民事制裁金のみでなく、差止命令や会社経営の業務停止や訂正公告なども合わせて求める訴訟を提起している。民事制裁金によっては、13,200 豪ドル (約 105 万円) から 200 万豪ドル (約 1 億 6000 万円) を超えるものまで広がりがある。Dimmeys事件では、子供用寝具の安全基準に関する複数の法令違反として 40 万豪ドルの民事制裁金を科しているが、Sontax事件においては、旅行用カバンのストラップの安全基準に関してたった一つの法令違反に対して 4 万豪ドルの民事制裁金を科しており、前述したとおり、裁判所が民事制裁金を算定する際の具体的な算出式があるわけではない。Sontax事件では、裁判所は制裁金としての 4 万豪ドルに加えて、①類似 (違法) 行為の防止のため今後 5 年間に於いて安全

²⁰ <http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/FCA/2011/1202.html> から抽出した。

基準を満たさない旅行用カバンのストラップ供給の差止命令、②社内コンプライアンスプログラムの改定と3年間の運用、③修正を加えて公開物の発行命令、④ACCCが要した費用に対して2万ドルの支払い、を課した²¹。さらに、上記の表には記載していないが、ACCCが民事制裁金を求めて提訴した（している）最近の事例を記す。

- Apple Pty Limited and Apple Inc（ACCC公表日：2012年3月27日）：豪州消費者法²²第18条（誤解を招く行為・欺瞞的行為）、第29条第(1)項(a)及び(g)（虚偽表示・誤認表示）、第33条（役務に対する誤解を招く行為）について争われた。
- Australia Pty Ltd（ACCC公表日：2012年3月27日）：訪問販売並びに直接マーケティング（豪州消費者法第3章第3-2節第2区分）に基づいて争われた。
- Flight Centre Limited（ACCC公表日：2012年3月9日）：2010年競争・消費者法第45条（取引制限及び競争に影響を与える契約・協定・取決め）に基づいて争われた。
- Air Asia Berhad（ACCC公表日：2012年1月24日）：2010年競争・消費者法第48条（再販価格維持）に基づいて争っている。
- Excite Mobile Pty Ltd（ACCC公表日：2011年12月15日）：1974年取引慣行法第53条（不実表示）、同第83条（証拠手続における事実認定）について争われた。

3. 小括

オーストラリア消費者法の主な特徴は、消費者保護違反行為に対する民事制裁金制度にあるといえる。消費者保護法違反行為に対して、ACCCは、訴訟を通じて民事制裁金を求める事ができる強力な権限を有している。

一方、ACCCの本来の役割は、被害者救済に主眼を置いたものでなく、もっと広く市場慣行の改善につながる消費者行政の在り方を目指しているという点を理解することが重要であろう²³。ACCCは、法の執行機関として、①エンフォースメント活動、②市場行動の改善の促進のための活動、③企業・消費者に対しての情報提供や啓発活動である。そのため、ACCCによる訴訟においては、制裁金のみならず、これらの活動内容に即した措置、例えば、コンプライアンスプログラムの整備、社内教育・研修、実証通知、企業経営の業務停止命令等の請求が行われている。そしてこれら一連の活動により、「競争又は公正な取引を促進し、消費者の保護を確保することによって、オーストラリア人の福祉を増進すること」²⁴（2010年競争・消費者法第2条）とする競争・消費者法の目的の実現を目指している。

²¹ <http://www.accc.gov.au/content/index.phtml/itemId/1014374/fromItemId/966100>

²² 2010年競争・消費者法の附則2が「The Australian Consumer Law」（豪州消費者法）である。

²³ この点について、前掲タン、74頁の指摘を参照されたい。

²⁴ 前掲タン、67頁